

## 令和4年村上市議会第1回定例会会議録（第6号）

### ○議事日程 第6号

令和4年3月23日（水曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議第16号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について  
議第17号 村上市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について  
議第18号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について  
議第19号 村上市集落集会施設条例を廃止する条例制定について  
議第20号 市有財産の譲与について  
議第21号 市有財産の譲与について  
議第22号 市有財産の譲与について
- 第 4 議第23号 村上市屋内遊び場条例制定について  
議第24号 村上市妊産婦の医療費助成に関する条例制定について  
議第25号 村上市空家等対策協議会条例制定について  
議第26号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
議第27号 村上市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について  
議第28号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議第29号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について  
議第30号 村上市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第31号 村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について  
議第32号 老人いこいの家寿山荘条例を廃止する条例制定について  
議第33号 荒川高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例制定について  
議第34号 荒川花卉園芸センター条例を廃止する条例制定について
- 第 5 議第35号 市道路線の認定について  
議第36号 市道路線の変更について  
議第37号 市道路線の廃止について  
議第38号 村上市観光案内所条例の一部を改正する条例制定について  
議第39号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について  
議第40号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条

例制定について

- 第 6 議第 4 1 号 令和 3 年度村上市一般会計補正予算（第 2 1 号）  
議第 4 2 号 令和 3 年度村上市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）  
議第 4 3 号 令和 3 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号）  
議第 4 4 号 令和 3 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）  
議第 4 5 号 令和 3 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）  
議第 4 6 号 令和 3 年度村上市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 7 議第 6 号 令和 4 年度村上市一般会計予算  
議第 7 号 令和 4 年度村上市土地取得特別会計予算  
議第 8 号 令和 4 年度村上市情報通信事業特別会計予算  
議第 9 号 令和 4 年度村上市葡萄スキー場特別会計予算  
議第 1 0 号 令和 4 年度村上市国民健康保険特別会計予算  
議第 1 1 号 令和 4 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算  
議第 1 2 号 令和 4 年度村上市介護保険特別会計予算  
議第 1 3 号 令和 4 年度村上市上水道事業会計予算  
議第 1 4 号 令和 4 年度村上市簡易水道事業会計予算  
議第 1 5 号 令和 4 年度村上市下水道事業会計予算
- 第 8 議第 4 9 号 村上市職員の給料の調整額に関する条例制定について
- 第 9 議第 5 0 号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 0 議第 5 1 号 令和 3 年度村上市一般会計補正予算（第 2 3 号）
- 第 1 1 議第 5 2 号 令和 4 年度村上市一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 2 議員発議第 1 号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について  
議員発議第 2 号 村上市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 3 議員発議第 3 号 三面川鮭一括採捕施設に係る護床工沈下改修工事を求める意見書の提出について
- 第 1 4 議員発議第 4 号 ロシアによるウクライナへの侵略行為を強く非難する決議
- 第 1 5 閉会中の継続調査について
- 第 1 6 議員派遣の件

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員（21名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
13番	鈴木いせ子君	14番	川村敏晴君
16番	川崎健二君	17番	木村貞雄君
18番	長谷川孝君	19番	佐藤重陽君
20番	大滝国吉君	21番	山田勉君
22番	三田敏秋君		

---

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	東海林豊君
企画財政課長	大滝敏文君
自治振興課長	板垣敏幸君
税務課長	大滝慈光君
市民課長	八藤後茂樹君
環境課長	瀬賀豪君
保健医療課長	信田和子君
介護高齢課長	大滝きくみ君
福祉課長	木村静子君
こども課長	中村豊昭君
農林水産課長	稲垣秀和君
地域経済振興課長	田中章穂君

観光課長	永田	満君
建設課長	伊与部善	久君
都市計画課長	大西	敏君
上下水道課長	山田知	行君
会計管理者	菅原	明君
農業委員会 農務局長	小川良	和君
選管・監査 事務局長	木村俊	彦君
消防長	佐藤正	弥君
学校教育課長	渡辺律	子君
生涯学習課長	大滝	寿君
荒川支所長	平田智枝	子君
神林支所長	加藤誠	一君
朝日支所長	岩沢深	雪君
山北支所長	斎藤一	浩君

---

○事務局職員出席者

事務局長	長谷部俊一
事務局次長	内山治夫
書記	中山航

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、5番、小杉武仁君、21番、山田勉君を指名いたします。ご了承をお願いします。

---

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、3月16日に発生をいたしました福島県沖を震源とする地震につきましてご報告申し上げます。午後11時36分、宮城県及び福島県で最大震度6強の揺れを観測する地震が発生し、東北地方の太平洋側から関東地方にかけて広い範囲で被害が生じる事態となりました。多くの人的被害や建物等の被害に加え、ライフラインにおいても被害が発生し、市民生活に大きな影響を及ぼしています。発生直後は一時津波注意報が発令され、多くの方々が東日本大震災の記憶を思い起こされたことと思います。このたびの地震により亡くなられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げます。本市におきましては16日は震度4を観測し、防災計画に基づく警戒体制に移行したところではありますが、幸い大きな被害はなく、一部公共施設の軽微な被害のほか、農用地ののり面で被害が報告されている状況であります。このたびの地震災害を受け、新潟県ではチームにいがたを今週末から被災地に派遣することといたしております。本市からは、罹災証明書発行の業務支援に当たるため、チームにいがたに職員を派遣することといたしております。一刻も早い被災地の復興と被災者の皆様の生活再建のため、可能な限り支援をしてまいりたいと考えているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況について申し上げます。年明けから続いた全国的な感染の急拡大は現在ピークを超え、新規感染者数は減少傾向が続いております。一方で、先行してまん延防止等重点措置が解除された地域の中には再び増加傾向が見られる地域もあり、新潟県ではまん

延防止等重点措置の解除後も警戒状態は維持するとしているところであります。こうした中、政府は3月21日までを期限として18の都道府県に発出をいたしておりましたまん延防止等重点措置を全面解除し、今後しばらくは最大限の警戒をしながら、可能な限り日常生活を取り戻すための移行期間との位置づけを示したところであります。新潟県におきましては、3月6日をもって終了するまん延防止等重点措置の延長要請を行わなかったわけではありますが、今後感染が再拡大する可能性があることから、引き続き基本的な感染対策の徹底を県民に呼びかけているところであります。そうした中、新潟県では感染症対策を徹底しつつ、社会経済活動を回復させていく取組を進めることとして、3月9日から新潟県民限定の宿泊割引、使っ得！にいがた県民割キャンペーンを再開をいたしましたところであります。

本市の感染状況につきましては、1月22日に新規感染者数がピークとなり、その後は減少傾向が続いております。オミクロン株による感染の傾向やまん延防止等重点措置の適用解除を踏まえ、市では対策レベルの見直しを行い、感染防止対策と社会経済活動の両立を進めることといたしたところであります。本年年明けからの市内における感染の拡大と、その後1か月以上続いたまん延防止等重点措置の影響により本市の経済も大きなダメージを受けました。市では、経済の回復に向けて支援策を講じていくこととし、事業者支援や消費喚起策などの支援策を盛り込んだ補正予算を本日もご提案させていただいたところであります。withコロナにおける市民の皆様の安全・安心な生活、そして市内経済の回復、この両方が確かなものとなるよう取組を進めてまいります。その上で、これから年度末を迎え、人の移動が多くなる時期となります。市民の皆様には改めて基本的な感染対策の徹底をお願い申し上げる次第であります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況について申し上げます。3回目のワクチン接種につきましては高齢者の87%、64歳以下の方の32%、対象者全体では58%の方が3月末で接種を終える見込みとなっております。1回目、2回目の接種がお済みでない方には引き続き接種できる会場をご案内させていただいておりますので、村上市コロナワクチンコールセンターへご連絡をお願いをいたしております。5歳から11歳へのワクチン接種につきましては、3月10日から実施をいたしており、456人が1回目の接種を3月中に終える見込みとなっております。4月の接種につきましては、1回目の接種を4月18日から開始し、その後順次進めることといたしております。5歳から11歳へのワクチン接種につきましては、ご本人、保護者のご判断により希望する方には接種をしていただくといった対応となるわけではありますが、本市といたしましてもご本人や保護者の皆様が適切に判断できるよう、5歳から11歳を対象とするワクチン接種の必要性、またリスクなどについて丁寧に説明をさせていただいているところであります。対象となる皆様には、直接接種の意向を確認させていただくためのアンケート調査を行ったところでありますが、あわせて5歳から11歳のワクチン接種に関する情報につきましては市のホームページでもご確認いただけますし、厚生労働省発行のリーフレットにつきましても対象となる皆様にお届けをさせていただいているところであります。

す。今後も適宜情報提供を行うとともに、接種を希望された方の接種機会を確保いたしてまいります。

次に、村上市スペシャルアンバサダーの委嘱につきましてご報告を申し上げます。このたび本市2人目となるスペシャルアンバサダーに東京2020パラリンピックにおいて銅メダルを獲得されました本市出身の永田務さんを委嘱することといたしました。永田さんは、パラスポーツの男子マラソンにおける第一人者であり、各地で開催される競技大会でご活躍されております。今後もそういった活動の中で本市のPR、さらには本市の進める誰一人取り残さないとしたSDGsへの取組にも大いに貢献していただけるものと期待をいたしております。なお、任命式は3月29日に行う予定といたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

---

日程第3 議第16号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について

議第17号 村上市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

議第18号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について

議第19号 村上市集落集会施設条例を廃止する条例制定について

議第20号 市有財産の譲与について

議第21号 市有財産の譲与について

議第22号 市有財産の譲与について

○議長（三田敏秋君） 日程第3、議第16号から議第22号までの7議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） おはようございます。ただいま上程されております議第16号から議第22号までの7議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る3月7日の午前10時から第1委員会室において、委員7名、副市長、担当課長及び担当職員、議長、議会事務局長出席の下、委員会を開会いたしました。

初めに、議第16号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

高根辺地の道路消雪パイプ用の取水施設整備について、委員より、取水の際河川の水温が低いため、雪が消えないことで、現在は地下水へ切り替えた事例もあるが、水温の関係について調査や検証は行ったのかとの質疑に、事例は承知していないが、調査に関しては業務委託料も計上していることから、意見も踏まえてこの事業に当たっていくとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第16号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第17号 村上市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第17号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、県から市へ部分移譲から全面移譲される背景はとの質疑に、火薬類取締法の煙火について該当する事業所は5事業所あるが、行政改革の一環として移譲をするものとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第18号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号 村上市集落集会施設条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、計画的に移管してきた中で、管理上で修繕等の問題はないか把握しているのかとの質疑に、直接要望を受けたことはないが、財政的な部分は今後も変わりなく、施設については施設整備の補助事業があり、9項目ほどのメニューで耐震改修等が補助の対象になっているとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第19号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号、議第21号及び議第22号の3議案を一括議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、順次自由討議、討論の後、採決を行いました。初めに、議第20号 市有財産の譲与について、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第20号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号 市有財産の譲与について、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第21号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。



最後に、議第22号 市有財産の譲与について、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第22号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第21号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第22号は委員長報告のとおり可決されました。

- 
- 日程第4 議第23号 村上市屋内遊び場条例制定について  
議第24号 村上市妊産婦の医療費助成に関する条例制定について  
議第25号 村上市空家等対策協議会条例制定について  
議第26号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
議第27号 村上市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について  
議第28号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議第29号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について  
議第30号 村上市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第31号 村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定について  
議第32号 老人いこいの家寿山荘条例を廃止する条例制定について  
議第33号 荒川高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例制定について

議第34号 荒川花卉園芸センター条例を廃止する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第23号から議第34号までの12議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） おはようございます。ただいま上程されております議第23号から議第34号までの12議案について、その審査の概要と経過について報告いたします。

去る3月9日と10日の両日午前10時から市役所第1委員会室において、委員全員、議長、議会事務局長、副市長及び理事者説明員出席の下、市民厚生常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第23号 村上市屋内遊び場条例制定について議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、施設の職員体制はどの質疑に、施設には2人が常勤する計画で、1人は会計年度任用職員を配置し、遊具の使い方の指導などを担当する。もう一人は、施設の受付や内部の清掃などを行う職員としてシルバー人材センターに委託する計画であるとの答弁。

委員より、市外の方も利用できるのかとの質疑に、住所要件は設けていないため、市内以外の方も利用可能であるとの答弁。

委員より、ネーミングの募集はするのかとの質疑に、条例上は村上市屋内遊び場となっているが、利用された方からのアンケートや意見を参考に愛称を考えたいとの答弁。

質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第23号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第24号 村上市妊産婦の医療費助成に関する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第24号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第25号 村上市空家等対策協議会条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、協議会の委員は15人以内となっているが、現在どのくらいの人数で組織を編成する予定かとの質疑に、12人を予定しており、市長のほかに地域の住民の代表、市議会議員の代表、法務、不動産、建築、福祉、文化などに関する学識経験者などで、具体的には法務であれば弁護士、不動産であれば宅建協会の方、建築であれば建築業協会の代表の方、福祉であれば社会福祉法人の代表の方などを考えているとの答弁。

委員より、協議会では令和4年度と令和5年度それぞれどのようなことをやるのかとの質疑に、令和4年度は協議会を立ち上げるとともに、空き家の実態調査を実施する。それに基づき令和5年度に計画の具体的な部分を策定し、新しい計画期間に入っていくとの答弁。

質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第25号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第26号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第26号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第27号 村上地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第27号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第28号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第28号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第29号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、生活を同じくする3人以上の子どもを監護する者の学童保育所利用料を半額に減免するとあるが、学童保育所に3人とも通わせていなくてもいいのかとの質疑に、学童保育所に通っている人数は1人しか通っていないでも対象になる。3人とも通っていれば3人とも半額になるとの答弁。

質疑を終え、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第29号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第30号 村上市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、第13条の軽微な措置とは何かとの質疑に、軽微な措置とは例えば職員ができるようなちょっとした補修程度を想定し、条文に盛り込んだものであるとの答弁。

質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第30号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第31号 村上市人権教育・啓発推進計画策定委員会条例の一部を改正する条例制定につ

いてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、委員会から審議会へ名称変更とのことだが、計画を立てて継続してチェックしていく機能を持たせるというそれだけの意味で名称を変えるということなのか。ほかにもっと違う狙いがあるのかとの質疑に、特にそれ以外の意味は持たせていない。あくまでも計画の進捗状況を審議する役割を持たせたものとの答弁。

質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第31号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第32号 老人いこいの家寿山荘条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、見晴らしもよく、野ざらしではもったいない。デジタル分野のサテライトオフィスを誘致するなど活用方法を考えてほしい。公共施設マネジメントプログラムの中で活用を考えてほしいとの質疑に、検討の中でより効果的な方法を考えたいとの答弁。

質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第32号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第33号 荒川高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第33号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第34号 荒川花卉園芸センター条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第34号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第33号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第34号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第34号は委員長報告のとおり可決されました。

- 
- 日程第5 議第35号 市道路線の認定について  
議第36号 市道路線の変更について  
議第37号 市道路線の廃止について  
議第38号 村上市観光案内所条例の一部を改正する条例制定について  
議第39号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について  
議第40号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第35号から議第40号までの6議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） ただいま上程されております議第35号から議第40号までの6議案について、その審査の概要と経過について主なものをご報告申し上げます。

去る3月11日、14日の両日午前10時から市役所第1委員会室において、委員全員、議長、議会事務局長、副市長及び理事者説明員出席の下、経済建設常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第35号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第35号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第36号 市道路線の変更についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、地元と協議し市道認定を進めていってほしいが、考え方はどの質疑に、寄附いただけるものについては市道認定をすることで進めているとの答弁でした。

委員より、市道認定などで必要となる測量はどのようになっているかとの質疑に、用地を確定して寄附していただくことになっているので、測量については地元をお願いしているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第36号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第37号 市道路線の廃止についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。



委員より、重複路線があることが判明した理由はとの質疑に、今年度事業で道路台帳網図の市内全域の統合業務を行った。その際に重複路線があるということが判明しましたとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第37号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第38号 村上市観光案内所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、村上市コミュニティデイホームを高齢者施設から観光施設に用途変更する条例の一部改正だが、年間の利用実態はとの質疑に、コロナ禍前の平成30年度では高齢者施設の利用者は2,845人であり、観光客などの利用は7,000人程度となっているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第38号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第39号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、自動運行補助施設を設置する場合の占用料とのことだが、自動運行補助施設の設置は国が行うのかとの質疑に、民間業者が行うことを想定しているとの答弁でした。

以上で、質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第39号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第40号 村上市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第40号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第37号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第37号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第38号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第39号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第40号は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、11時まで休憩いたします。

午前10時48分 休憩

---

午前11時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

- 日程第6 議第41号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第21号）  
議第42号 令和3年度村上市土地取得特別会計補正予算（第2号）  
議第43号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）  
議第44号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議第45号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）  
議第46号 令和3年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第41号から議第46号までの6議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第41号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第21号）については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することとしたわけですが、その審査については、当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置し、審査いただいたところです。

去る3月17日午前10時から委員全員、議長、議会事務局長出席の下、全体会を開催し、各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところでありますが、私からその審査の概要と経過について主なものを報告させていただきます。

初めに、総務文教分科会については、去る3月7日、8日の両日、市役所第1委員会室において一般会計予算・決算審査特別委員会委員長、分科会委員全員、議長、議会事務局長、副市長、教育長及び理事者説明員出席の下開催し、各担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入ではさしたる質疑なく、歳出では第2款総務費で委員より、本市のマイナンバー普及率はその質疑に、30%台にとどまっているとの答弁でした。

第10款教育費で、委員より、奨学金の予算減について対象者が減少しているとの説明があったが、その要因はその質疑に、他の奨学資金制度では無利子のものも拡充していることから、そちらの利用が増えていると思われる。制度について今後の検討も必要と考えているとの答弁でした。

質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第41号のうち総務文教分科会所管については、起

立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、去る9日、10日の両日、市役所第1委員会室において一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員全員、議長、議会事務局長、副市長及び理事者説明員出席の下開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入ではさしたる質疑なく、歳出では第3款民生費、社会福祉施設費について、委員より、ゆり花会館運営経費で指定管理料450万円の高額補正の理由はとの質疑に、450万円のうち46万円は修繕費で、残りの404万円については新型コロナウイルス感染症予防のため夏場温泉を休止したが、会館自体は通常運営を行ったため、入浴料や貸し館部分の減収を補填するものとの答弁でした。

質疑を終結し、自由討議なく、賛否についての発言なく、起立による賛否態度の取りまとめの結果、議第41号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものとの態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、去る3月11日、14日の両日、市役所第1委員会室において一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員全員、議長、議会事務局長、副市長及び理事者説明員出席の下開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、第15款国庫支出金で、委員より、宅地耐震化推進事業費補助金は大規模盛土造成地の耐震化に関することだが、本市には大規模盛土造成地は何か所あるのかとの質疑に、本市において大規模盛土造成地は26か所であり、ホームページでも公開している。今回の補正は、早急な調査を行うべきものとした貝附地内の調査を計上しているとの答弁でした。

歳出では、第7款商工費で、委員より、市民に対する宿泊割引制度の今後の予定はとの質疑に、まん延防止等重点措置も解除され、少しずつではあるが経済を回していく方向になっている。現在新たに提案をする準備を進めているとの答弁でした。

質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否について発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第41号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会では質疑なく、自由討議及び討論もなく、起立採決の結果、議第41号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） ただいま上程されております議案のうち、当委員会所管分の議第42号及び議第43号の2議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第42号 令和3年度村上市土地取得特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、都市計画道路南中央線用地取得の今後の予定はとの質疑に、用地交渉しているが、来年度取得できる見込みと担当課からは聞いているとの答弁。

その他質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第42号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第43号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、工事請負費の減額は朝日地域内の国道7号道路改良事業との説明だが、具体的な工事箇所はとの質疑に、大須戸地内の道路改良工事との答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第43号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第44号及び議第45号については、先ほど報告いたしました議第34号に引き続き審査を行いました。その審査概要と経過について報告いたします。

議第44号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第44号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第45号 令和3年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第45号は起立全員にて原案のとおり可決すべき

ものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） ただいま上程されております議第46号は、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

議第46号 令和3年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、村上浄化センター改築更新のスケジュールはとの質疑に、7か年で実施しており、令和6年度までに完了する予定となっているとの答弁でした。

水洗化率の向上への取組はとの質疑に、土日も含めて普及活動を行うなど、いろいろな案を出し取り組んでいきたいと考えているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めましたが自由討議なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第46号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第41号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第42号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第43号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第44号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第45号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第45号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第46号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第46号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第7 議第 6号 令和4年度村上市一般会計予算

議第 7号 令和4年度村上市土地取得特別会計予算

議第 8号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計予算

議第 9号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算

議第10号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計予算

議第11号 令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計予算

議第12号 令和4年度村上市介護保険特別会計予算

議第13号 令和4年度村上市上水道事業会計予算

議第14号 令和4年度村上市簡易水道事業会計予算

議第15号 令和4年度村上市下水道事業会計予算

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第6号から議第15号までの10議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第6号 令和4年度村上市一般会計予算については、先ほど報告いたしました議第41号に引き続き総務文教、市民厚生、経済建設の分科会において審査し、全体会において各分科会長から審査の概要について報告をいただき採決したところでありますが、私からその審査の概要と経過について主なものを報告させていただきます。

初めに、総務文教分科会については、歳入では第18款寄附金で、委員より、ふるさと応援寄附金では1億円を予算増額しているが、増額するに当たり特別な取組を行うのかとの質疑に、令和3年度決算見込みを4億6,000万円としており、自然増の部分もあるが、ふるさと納税ポータルサイトの新たな契約等で納税しやすい環境を整えてきた。岩船産米が特Aを獲得したこともあるが、さらに情報を発信しながら寄附いただけるよう努めていきたいとの答弁でした。

歳出では、第2款総務費で、委員より、コンビニ交付システム構築について、住民票等の発行は市内のコンビニ全てが対象になるのかとの質疑に、市内外の大手コンビニに設置しているマルチコピー機器で使用可能となる。マイナンバーカードを持っていることが条件となることから、併せてマイナンバーカードの普及促進を図っていきたいとの答弁でした。

第9款消防費では、委員より、救急救命士の養成が救急医療の向上につながると捉えるが、本市の救急救命士は何名在籍しているのかとの質疑に、令和4年度で有資格者44名となるとの答弁でした。

第10款教育費で、委員より、朝日総合文化会館工事請負費の明細はどの質疑に、事務室、図書館、小ホール空調、消防設備自家発電装置メンテナンスとなるが、その他は計画的に進めていくとの答弁でした。

質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起



立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第6号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、歳入では第15款国庫支出金、衛生費国庫補助金について、委員より、循環型社会形成推進交付金は、荒川郷最終処分場への交付金とのことだが、檜原の旧ごみ処理場の処分についても交付金が期待できるのかとの質疑に、交付金の中で対象となる事業が定められており、旧ごみ処理場の解体部分は残念ながら対象にならないとの答弁でした。

歳出では、第3款民生費、障害福祉費一般経費について、委員より、軽・中等度難聴者補聴器購入費助成費はどのように申請するのかとの質疑に、医師に聴力を測ってもらい、40デシベル以上の方が対象となる。70デシベル以上になると身体障害者手帳の交付対象となるため、この助成から外れるが、そこまではない難聴者に対して、医師の意見書と補聴器の見積書を添えて市に申請していただくこととなるとの答弁でした。

基幹相談支援センター経費について、委員より、4月から市役所1階に開設される障がいのある方の相談窓口を一本化した基幹相談支援センターの人員体制は民間の方4名と市職員2名で運営することとのことだが、人員配置はどうなるのかとの質疑に、センター長として係長級の市職員を1名、会計年度任用職員を1名の2名体制を考えている。業務委託のため、相談支援専門員については指揮命令はできないことから、仕様書の中でしっかりとうたっていきたいとの答弁でした。

質疑を終結し、自由討議なく、賛否についての発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第6号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、歳入では第21款諸収入で、委員より、中川原住宅を建て替えた場合、家賃はどのようになるのかとの質疑に、5年間で徐々に上げていくとの答弁でした。

歳出では、第7款商工費で、委員より、住宅リフォーム事業経費の申請状況はどの質疑に、申請件数は462件、交付申請額は7,800万円を超えており、抽せんとなるとの答弁でした。

第8款土木費で、委員より、道の駅朝日プロデュース業務委託料の内容はどの質疑に、拡充基本計画を策定し、目指すべき方向性などを定めているが、それを具現化するために専門家の意見を聞き、方向性をまとめるものであるとの答弁でした。

質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第6号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会ではさしたる質疑なく、自由討議及び討論なく、起立採決の結果、議第6号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） ただいま上程されております議案のうち、当委員会所管分の議第7号及び議第8号の2議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第7号 令和4年度村上市土地取得特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第7号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、各地区における修繕料の詳細はとの質疑に、個人の引込線や風雪による修繕等、毎年補正予算を計上していることから増額したものととの答弁。

委員より、告知端末について新たな住宅に設置されていないところも見受けられるが、災害時の安全対策等で必要と捉える。普及に係る周知は行っているのかとの質疑に、特設設置啓発の広報は行っていないが、令和4年度から新しいシステムの設計に入っていくことからその中で検討していきたいとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第8号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第10号から議第12号の3議案については3月10日、議第45号の審査に引き続き審査を行いました。その審査概要と経過について報告いたします。

最初に、議第10号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第10号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第11号 令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、10月からの窓口2割負担の対象者は何人ぐらいかとの質疑に、広域連合が行った令和3年8月時点の情報に基づく推計では構成比は13.1%、1,610人であるとの答弁。

委員より、窓口2割負担は診療のほかに薬も該当するのかなどの質疑に、薬も診療も含めてとなるが、10月1日の施行から3年間の経過措置とし、2割負担への変更が大きい外来患者については、1か月の負担増加額が最大でも3,000円に収まるよう配慮措置が高額医療費の一部として講じられることになっているとの答弁。

質疑を終結し、自由討議を求めたところ、上村正朗委員より、窓口2割負担の導入は現役世代と高齢者を対立させるような考え方でおかしいとの意見がありました。

稲葉久美子委員より、いろいろ事情は分かるが、後期高齢者に寄り添うべきとの意見がありました。

審査を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第11号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第12号 令和4年度村上市介護保険特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入ではさしたる質疑なく、歳出について委員より、介護予防・生活支援サービス事業費において、通所型介護予防事業委託料415万円は令和3年度に県のモデル事業で行ったものを市が行うこととなったものだが、専門職員を集めて事業を行うのは大変だと聞いているがとの質疑に、週1回、半日の事業だが、理学療法士・介護士・看護師の専門職員が従事するのは大変だとの声もあるが、効果のある事業であり、来年度新規で受けていただく事業所については事業所の売りにもしたいので、大変だけれども、協力していきたいとお話もいただいているとの答弁。

委員より、令和4年度はこの事業を何か所で実施する計画かとの質疑に、村上地区にもう一か所、他の地区でもこの事業の内容を取り入れて広めていきたいので、全部で5か所を考えているとの答弁。

質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第12号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） ただいま上程されております議第9号及び議第13号から議第15号までの4議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてをご報告申し上げます。

初めに、議第9号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、蒲萄スキー場の運営については赤字が続き、厳しい状況になっているが、地域にとってはなくてはならない施設であると思うので、地元の意見を聞きながら方針を決定していくべきだと思うが、今後のスケジュールはどの質疑に、地元の方々の雇用の場でもあり、観光課で所管している観光施設ということであるが、小学生の体験学習も実施しており、社会教育施設としての要素も大きいと考えている。公共施設マネジメントプログラムでも示しているが、令和4年度中には方向性を出すということで議論を進めているとの答弁でした。

委員より、仮に廃止となった場合であるが、原状復旧の範囲について地元の方と協議はしているのかとの質疑に、あらゆる選択肢の中の一つに廃止ということもあるが、どういう撤退方法があるのか具体的な協議には至っていないので、地元の方々と協議を重ねながら方向性を見いだすことになるとの答弁でした。

委員より、学校の利用状況はどの質疑に、今年度については8校から19回の申込みがあったが、まん延防止等重点措置の影響でキャンセルがあり、5校で9回の利用があったとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決の結果、議第9号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第13号 令和4年度村上市上水道事業会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、水道メーターの交換時期はどの質疑に、検定期間満了となった水道メーターについては8年に1回交換することになっており、1年前に交換しているとの答弁でした。

委員より、拡張事業費の中で朝日地区の水源を新たに求めるとのことだが内容はどの質疑に、井戸が渇水していた岩沢地区において、渇水対策として新しい井戸を計画していく予定があるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第13号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第14号 令和4年度村上市簡易水道事業会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第14号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第15号 令和4年度村上市下水道事業会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたがさしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第15号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第6号について討論を行います。

通告のありました原案に賛成の討論を許します。

1番、上村正朗君。

〔1番 上村正朗君登壇〕

○1番（上村正朗君） 上村正朗です。議第6号 令和4年度村上市一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

本予算は総額340億円で、昨年度を23億円上回る予算となっており、主な財源として地方交付税136億9,000万円、市税66億円、国県支出金53億3,000万円、市債15億5,000万円を見込んでいます。この予算の中で第3次村上市総合計画の基本目標の1、子育てと健康のまちに盛り込まれている市民の生活を支える施策が幾つも具体化されています。第1に、障がい者基幹相談支援センターの開設です。2,783万2,000円の予算が計上され、職員6名体制のセンターが立ち上がることになりました。主な事業としては、総合的、専門的な相談支援の実施や地域支援体制の強化、障がい者の権利擁護及び虐待防止のほか、自立支援協議会の事務局として地域のネットワークの構築や連携強化、社会資源の創設等にも大きな役割を果たしていくことが期待されています。本市における障がい福祉の前進に向けて大きな一歩を踏み出すことになりました。心から感謝申し上げます。

また、子育て世代への支援として、ファミリー・サポート・センター利用料補助や多子世帯に対する学童保育料の軽減、妊産婦医療助成制度の創設、就学援助費の対象費目の拡充など、市民の立場に立ったきめ細かな施策を展開しています。加えて、軽・中等度難聴者補聴器購入助成制度や不育症治療への支援制度を創設するなど、市民の悩みや困り事に耳を傾ける姿勢を感じることができます。

その他の分野におきましても、地域の課題や市民の切実なニーズに応えようとする予算であると評価できると考えております。今後も市民の立場に立ち、市民の声に耳を傾ける市政運営を行うことを心から要望いたします。

他方、予算の執行及び事業の実施に当たって、次の事項について留意していただければと要望したいと思います。第1に、市民参加の観点を重視していただきたいということです。私は、村上市政の最上位計画である第3次村上市総合計画の策定の際、パブリックコメントとして市民から寄せられた意見が極めて少なかったことに強い問題意識を持つものです。市政の全般にわたって市民が関心を持ち、自らの意見を反映させることがよりよいまちづくり、持続する地域づくりに必要なことと考えます。進化するデジタル技術も大いに駆使しながら、市政運営の各段階で市民参加の考え方が具体化されるよう、ぜひ留意していただきたいと思います。

第2に、瀬波温泉活性化施設、旧香藝の郷改修工事基本設計業務委託に係る予算500万円についてです。一般質問及び一般会計予算・決算審査特別委員会分科会における質疑を通して施設の利活用計画について具体的なイメージを持つことができませんでした。旧香藝の郷の利活用については、多くの市民が関心を持ち注視しています。地元や瀬波温泉旅館協同組合の意向を踏まえることは当然として、市民全体の理解と納得が得られるよう、具体的な利活用計画について早期に市民に示すよう要望したいと思います。

以上のとおり所見を述べさせていただきます、議第6号についての賛成討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第11号について討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

9番、稲葉久美子さん。

[9番 稲葉久美子君登壇]

○9番（稲葉久美子君） 日本共産党の稲葉です。議第11号 令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で発言いたします。

令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算額8億270万円の当初予算です。75歳以上の市民からは5億7,510万4,000円の保険税徴収です。昨年より1,507万2,000円の増となりました。保険税率は上がらないということなので、後期高齢者が多くなっているということでしょうか。令和4年度、75歳は戦後生まれの団塊の世代に入っています。私も今年、令和4年度で後期高齢者となるこの時期に10月から医療機関の窓口支払いが2割になるということにとっても違和感を持っています。75歳以上で医療機関に用のない方はいないはずで、1人で年収200万円以上、夫婦2人で320万円以上、コロナで給付金が出れば加算されます。所得税も消費税もしっかり払っているのに、高齢になって1割から2割負担になるとは思いもよりませんでした。よって、増額負担には反対です。

新型コロナウイルス感染症、オミクロン株の第5波が高止まりを見せています。すっかり家庭状況は変わったと言ってよいのではないのでしょうか。しっかり感染予防をしてほしいと言うのは簡単

ですが、大変難しい面も多くあります。今の時期、春彼岸ですが、お墓参りをしても自宅には訪れていません。感染したくない、させたくない一心からです。友人、知人の付き合いもままならない中で、明るく元気な高齢者であってほしいと願っています。必要な医療を我慢しなくて済むように、通院控えを出さないように公的負担の増額を国に求めていただきますよう要望いたしまして、令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計予算の反対意見といたします。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第14号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]



○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第15号は委員長報告のとおり可決されました。

それでは、昼食休憩のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時55分 休憩

---

午後1時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

---

日程第8 議第49号 村上市職員の給料の調整額に関する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第49号 村上市職員の給料の調整額に関する条例制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第49号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第49号は、村上市職員の給料の調整額に関する条例の制定についてであります。国は、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、保育現場や介護施設など新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く方々の収入を引き上げることを目的に、保育士、放課後児童支援員等の処遇改善を図るための各種補助金を創設いたしました。これにより、これら当該職員の処遇について3%の給与の引上げを検討するよう通知されたところであります。また、このたびのコロナ克服・新時代開拓のための経済対策による処遇の改善については、市職員についても引上げの措置を講ずることができるものであることから、本市では保育園等の子育て関連施設に勤務する職員やデイサービスセンターに勤務する職員の処遇についても3%の給与の引上げを図ることとし、この引上げに係る部分を給料の調整額として支給するため、新たに条例を制定しようとするものであります。

引上げの対象となる職員の範囲につきましては、別表において市長が定める職員といたしました。このたびの条例制定に当たり、本市が現在進めている子育て支援事業に関わる職員を対象としているわけではありますが、将来にわたり多種多様な子育て支援事業の拡大、さらには施設や組織体制の変更等に迅速な対応が可能となるよう、対象となる職員の範囲につきましては規則で定めることといたしましたところであります。引上げを行う職員の範囲につきましては、村上市職員の給料の調整額に関する規則の案を参考資料としてお示しをいたしましたところであります。対象となる職員は、保育

園、児童館、学童保育所、病児保育施設、子育て支援センター、ことばところの相談室、本庁または支所に勤務する職員で子育て関連業務に従事する保育士等の職員としております。また、デイサービスセンターにつきましては、現在指定管理者により施設運営を行っておりますが、このたびのコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の要件に該当する施設となっていることから、介護業務に従事する職員を併せて条例に規定することといたしたところであります。なお、子育て関連施設に勤務する技能労務職員の給料及び会計年度任用職員並びに会計年度任用技能労務職員の報酬につきましても規則を改正し、引上げを行うことといたしております。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第49号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議第50号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第50号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第50号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第50号は、村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、令和3年4月に国から発出された消防団員の報酬等の基準に基づき、条例中の報酬並びに費用弁償に係る規定を改正しようとするものであります。この消防団員の報酬等の基準に基づき、

本年、令和4年1月20日に国から通知があり、改定に係る経費について地方財政措置がなされることとなりました。これを受け、消防団と具体的な内容について協議、検討し、このたび一部を改正する条例制定について提案させていただいたものであります。

改正の内容についてであります。1点目は消防団員に支給する報酬について、年額報酬と出勤報酬の2種類とするものであります。これは、これまで支給しておりました報酬を年額報酬とするとともに、団員が職務に従事した際にこれまで費用弁償として支給していた手当について出勤報酬とし、その額を1時間当たり1,000円と定めるものであります。

2点目は、団員階級の者に支給する年額報酬を年額2万4,400円から年額3万6,500円に改めるものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第50号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議第51号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第23号）

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第51号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第23号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第51号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第51号は、令和3年度村上市一般会計補正予算（第23号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,000万円を追加し、予算の規模を372億7,510万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、不足する除排雪に係る経費を追加しようとするものであります。

歳入におきましては、第1款市税で固定資産税8,000万円を、第15款国庫支出金で臨時市町村道除雪事業費補助金1億円を、歳出におきましては、第8款土木費で除雪対策経費1億8,000万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第51号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第51号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議第52号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第52号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第52号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第52号は、令和4年度村上市一般会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億5,480万円を追加し、予算の規模を342億5,480万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した経済支援や生活支援に係る事業の経費を計上したほか、昨年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に盛り込まれた保育士等の処遇改善に係る経費、また消防団員の報酬に係る経費、2025年日本国際博覧会とともに、地域の未来社会を創造する首長連合事務局への派遣職員に係る経費をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳入におきまして、第15款国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などで1億9,232万円を、第20款繰越金では前年度繰越金6,230万円を、第21款諸収入では宿舍負担金18万円をそれぞれ追加し、歳出におきましては、第2款総務費で万博首長連合事務局への派遣職員に係る経費127万3,000円を、第3款民生費では新型コロナウイルス感染症緊急対策経費及び保育士等の処遇改善などで5,819万5,000円を、第5款労働費では人材獲得・定着支援事業補助金500万円を、第7款商工費では新型コロナウイルス感染症緊急対策経費1億5,052万1,000円を、第9款消防費では消防団員の報酬等の改定に係る経費3,934万6,000円を、第10款教育費では学校臨時休業に伴う昼食費補助金40万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから議第52号の補足説明を受けるため、暫時休憩し、直ちに協議会に切り替えます。

午後 1時14分 休憩

---

午後 1時28分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから質疑を行います。

18番、長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） 万博首長連合事務局派遣職員、歳入でも歳出でもあるのですが、ちょっとお聞きしたいのは、市町村単位なのか市単位なのか分からないですけれども、どれぐらいの市がこの連合に参画する予定なのか、声を上げたのかということをお教えいただきたいと思えます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これ実は東京2020オリンピックを活用した地域活性化に取り組む首長連合、これオリンピックに向けて思いを同じくする市町村長が連合したわけでありましてけれども、その数が大体600弱ぐらいだったというふうに記憶をしております。今回2025の万博に向けて、今あるこの組織をこのままそれを解消してしまうには惜しいと、万博に向けても日本全体として基礎自治体が連携をする中で取り組んでいこうということのご提案をして、それぞれ各自治体、参加している会員の皆さんからご了承いただきました。そのことを踏まえて今回設置をされたという経緯があります。ですから、ほぼほぼ同じ自治体、それぞれの自治体の都合もありますから、抜けられた方もいるかもしれませんが、ほぼ同じ規模だというふうに承知をしております。本市におきましても私がこの首長連合の監事を仰せつかっておりますので、役員市としてそのことに関わってきたということでもあります。もし今事務方のほうで数持っていればお知らせしたいと思えますが、数が明確でない場合については追ってお知らせをさせていただきたいと思えます。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） これ昨年11月現在の数字でございますけれども、581市町村が加盟ということでお聞きしております。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） それで、この一般管理経費というのは127万3,000円ということで、派遣職員に関わる経費ということで多分村上市の職員が1人派遣する予定なのだろうというふうに思うのですが、2025年ですとまだ大分日前がありますよね。それで、この間ずっと同じ職員が派遣するの、それとも例えば半年とか1年ごとに変えていくの、その辺の考え方というのは、それとあと例えば係長クラスとか、それから多分最後の質疑に出てくるのですけれども、例えば観光をPRするとか、そういうような秀でた職員を派遣する予定なのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 前回の東京2020オリンピック・パラリンピックのときもそうだったのでありますが、積極的に動ける、機動力のある職員をということで、希望する自治体からチームを編成してタスクフォースで動きますので、その中でやっぱりどんどん、どんどん市としての、基礎自治体市としてのメリットもイメージをしながら、基礎自治体1,741全体のメリットも考えられるというようなことでお願いをして職員を募りました。そうした中で1人派遣をしていたわけでもありますけれども、今回も同様のスキームでお願いをしようということで手挙げ方式を採用させていただきました。やっぱりこれ意欲がなければ駄目だというふうに思っています。そして、村上市はもちろんでありますが、我が日本が万博でどういうふうなメッセージ、これを発信していくことができるか。その事務局の中であって、所属は経済産業省になるというふうに聞いておりますけれども、その中でどんどん、どんどん発信をしていける、そういったことに意欲的に取り組んでいただける方ということを手を挙げていただきました。期間は初め2年間という形でこの首長連合のほうからそういうスキームで聞いておりますけれども、本人のまた成果、それと意欲、これによって長くてもいいのではないかなと私は思っていますが、それについては逐次きちんとした検証を行いながら、KPIに基づいて頑張ってもらいたいというふうに思っておりますので、できれば能力をそういう形でいっぱい積むこと、それをフィードバックできる形を我々がこの組織の中でつくっていくことが重要でありますので、その結果として期間を区切りながらローテーションするケースもあるでしょうし、本人非常に能力高く、大きな成果をもし発揮できるような形であればどんどん、どんどんそのまま進めていただいて、それを市にフィードバックをするという手法もあると思いますので、そのところはまず2年間の派遣期間、この中でしっかり務めていっていただいた上で判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） 最後に、もちろん私がたしか大学のときに大阪万博、前回のがあって、そ

れからもう50年以上たっているのですけれども、そのときもやっぱり国という大きな力でもって全世界にPRしたということが知られております。その中でやはり本市のPRももちろんしてもらいたいというふうに思うのですが、これに派遣して、やっぱり市長として村上市、そして国のPRということに関してどれだけ期待しているか、その辺ちょっと教えていただきたい。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 本人、対象となる職員決まっておりますので、あまりプレッシャーをかけたくないのですけれども、多分この手を挙げるのにも勇気が必要だったと思うのです、全く経験のないところに飛び込むわけでありますので。その中ではやはり600弱の自治体で構成している団体とはいいながら、1,741の市区町村、それが我が日本のベースになっているわけでありますので、その力をしっかりと示すためのコントロールをすることで、その事務局職員として行くわけでありますから、このやりがいというのは非常に大きいのだろうなというふうに思っております。そのやりがいをしっかりと受け止めて、それを存分に発揮できるような形で職員本人には成長してもらいたいというふうに思っております。その過程において、当然村上市の職員として行くわけでありますから、その誇りを持って、さらには日本を代表するそういう自治体の職員なのだというふうな気持ちになっていく、その結果として全世界に対して日本の力、日本の豊かさ、そういうもの、さらにはそれが一つ一つの自治体が全部組み合わせられて我が日本というこの豊かな国が出来上がっているのだというところを発信していく最前線として活躍をしていただきたいというふうに思っております。

○18番（長谷川 孝君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君） では、よろしくお願ひします。10ページの新型コロナウイルス感染症の緊急対策経費ということで、今回臨時交付金を利用して300人分の支援を行うということなのですが、現在までのこの対象者というかが何人あって、また先ほどの資料を見るとあくまでも自宅療養者になっていますが、今まで市は濃厚接触者に対してもこれ実施してきたと思うのですけれども、その辺についてちょっと説明願ひしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） これまでの支援数であります、昨日まで、3月22日現在で132世帯、241人分を支援しております。これ9月24日から実施していますので、その3月22日までの数字となります。それから、濃厚接触者につきましてはこれまで実績はございません。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） では、今回のやつはあくまでも療養者ということで、濃厚接触者は対象としないという理解でいいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） 濃厚接触者につきましても今回は予算上含めております。

〔「おります」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（木村静子君） はい。実績はないですが、予算上には含めております。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 分かりました。

それでは、その下の児童福祉費の一般経費で、これ民間の保育士さんとか放課後児童相談員の方の処遇改善ということなのですけれども、その次に出てくる村上市の保育園の保育士報酬という言葉、先ほども条例のほうでありましたけれども、3%の上乗せということなのですが、この民間のほうの部分で報酬ということで1,093万8,000円、これは各事業所のほうに配られると思うのですが、それが実際保育士さん、また職員の方の手元に、手当に反映されているかどうかというのをどういうふうに確認するのかなというのを1点伺いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 実際のところ、誰に何円支給されているかというふうな確認をするというふうな予定はないのですが、最終的に実績が上がってきますので、それで確認できると思います。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 質問ではないです。そうすると、村上市の職員の場合は3%ということで一律決まっていますけれども、その施設によっては職員さんによってばらつきが出るということも考えられるわけですね。答弁はいいです。

○議長（三田敏秋君） 答弁もらってもいいよ。さっきのは確認だから、これで3問目ね。

こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 補助金の申請の段階で個別の人の名前も実は計画書の中には出ております。そういったあたりで予定としての数字は把握できますし、3%という形でそれだけはクリアされているなということは確認できると思います。実績は先ほど申し上げましたように、最終的に実績報告で出てくるということです。

○12番（尾形修平君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 確認の意味でお聞きしますが、企画財政課長に、この概要書をもったのですが、ここに丁寧にこういう格好で臨時交付金って明記して、見やすいのですが、これ以外のものはどんなふうな財源対応になるのですか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大滝敏文君） 臨時交付金以外の財源の対応ということでございますが、一番大きいのは前年度繰越金、こちらが6,230万円充てていますので、こういったものも財源というふうなことになります。



- 議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。
- 17番（木村貞雄君） そうすると、特に9款の消防の関係は全て一般財源になっていると思うのですけれども、これはそういった交付税対象にはならないのですか。
- 議長（三田敏秋君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（大滝敏文君） 交付税措置はされる予定になっておりますけれども、今回の予算上につきましても、前年度繰越金を充てているということでございます。
- 17番（木村貞雄君） 終わります。
- 議長（三田敏秋君） 4番、高田晃君。
- 4番（高田 晃君） 1点だけちょっと確認ですが、7款の観光費、今企画財政課長のほうから宿泊割引事業等の説明を聞きました。ちょっと分かりにくかったのですが、この4番目の旅行商品造成促進補助金、これは何かインターネットを活用できない方が旅行者に申請した場合というふうな説明でしたが、ちょっともう少し詳しく教えてくださいませんか。
- 議長（三田敏秋君） 観光課長。
- 観光課長（永田 満君） こちらにつきましては、旅行者が造成するものに対して出す補助金であります。旅行者に対する補助金になります。
- 議長（三田敏秋君） 高田晃君。
- 4番（高田 晃君） 今回一般質問した関係もあるものですから、ようやくアフターコロナを見据えた観光振興策動き出したなというふうなことで非常にうれしく思うのですが、その上にある宿泊施設利用促進事業、宿泊割引ということだと思っておりますが、これは第3弾になるのか第4弾になるのか、県で今さっき市長からも話があった使っ得！キャンペーン、県民割ですね、これとの併用というのは可能なのですか。
- 議長（三田敏秋君） 観光課長。
- 観光課長（永田 満君） 今併用できるような形でつくっております。
- 4番（高田 晃君） ありがとうございました。
- 議長（三田敏秋君） 6番、河村幸雄君。
- 6番（河村幸雄君） 今ほどの第7款の高田議員との関係になりますけれども、県の併用ができるというようなことでございますけれども、一応国、県としてはG o T o再開の前に県民割引拡大を進めていくと、国においてはG o T oを5月の大型連休後に進めていくような話もございます。そんな中で市としてはこの事業を、先ほども話はありましたけれども、実施期間をどこに置くのか、すぐ行うのか、効果があるときに絡めていくのかということが、ここが大切になってくるかと思えます。その辺のところを教えてくださいと思いますが。
- 議長（三田敏秋君） 観光課長。
- 観光課長（永田 満君） 県のほうも今県民割のほうを始めておりますし、市の割引につきまして

も新年度早々実施できるような形で準備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 河村幸雄君。

○6番（河村幸雄君） 今の状況からいったら今すぐにでも行っていただきたいという考え方の人もいるかとは私は思いますが、その効果、本当にいつ効果が得られるのかというふうなことを考えて進めてもらいたいなというふうに思っております。本当に市民が期待する事業ではありますけれども、偏ったなんて言ったら大変失礼ですけれども、何度もこの宿泊料を利用させていただく、それはそれでありがたいことですが、その広報や、そういう話があったのかなんていうような市民も多いわけですので、その広報の拡大も考えていっていただきたいと思います。また、収束後に結びつけられるよう新企画の提案や、事業所独自が事業の提案であったり、広報の拡大を進めていくということが最も大切になってくるかと思っておりますので、その仕掛けを市としても応援していただけるような考え方をこれからも検討していただきたいと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今回の国のGo To Travel、それと使っ得！県民割キャンペーン、これと、そのスタートの時期いろいろと分析をさせていただきながら、では本市はどういうふうな形でそれにタッチをしていくのかというようなことをプロジェクトチームを中心にして現場、宿泊業関連の皆様、また商工会、商工会議所の皆様、それと市内各産業の皆様の経済状況、そういうものを全てお聞きをした上で今回ロードマップに落とし込んでシミュレーションをさせていただいているということで、本当に現場、まさにその最前線の声を聞いて、それを反映していくという形で制度設計させていただいております。その中で市民の中に知らなかったという声があるというお話でありますけれども、それは私もうかつでありました。これだけ度重なる支援策を打っているものから、もう皆さん承知をしていただいているものだというふうに思っておりました。市民の皆様もこれまで瀬波温泉行ったことないのだけれども、今回の支援策を使って瀬波温泉に行ってよかったね、また行きたいということでリピーター、市民でもリピーターがいらっしゃるというような状況があるものですから、市民の皆様方もダメージを受けているところをしっかりと支えていこうという意識が非常に強く、本当に市民の一丸となった取組に私も感動したところであります。その上で議員からそういうご指摘があるので、まだ足りないところがあるのか、徹底的にそれは検証させてもらいますけれども、引き続き国、県、そして本市と連携をした形で現場にまさに必要なものがしっかり届く、市民の皆様の生活に必要なものがしっかり届く、こういう施策に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○6番（河村幸雄君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 3番、富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） ありがとうございます。1点だけ、元気づくり商品券発行事業補助金という中で商品券事業と飲食券事業というふうなこと、今までも幾度となくあったと思うのですが、

ちょっとテイクアウトの弁当を中心として提供されているお店のほうから飲食スペースも設けてあると。設けてあるし、実際にお客さんがそこで食べたりもしている店なのだけれども、飲食券が使えないと。今まで県のほうでは、こういう飲食店の支援という事業もあったのですけれども、そのときはその飲食スペースの写真を添付して提出すれば認められていたのです。ところが、市のほうの飲食券というのは、あくまでもテイクアウトの店ということで除外されてしまうと。また、今回も、ではその商品券を使ってもらえばいいではないかといっても、今回もその商品券は1枚1,000円ということで、ああいう持ち帰りの弁当でほとんど1,000円に満たないわけなのです。したがって、ぜひ飲食券も、そういう飲食スペースの設けてある店は飲食券が使えるような仕組みに制度を改めていただきたいということを今までも要望いただいていたので、その都度お願いはしてきたのですけれども、今回はいかがなのでしょう。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（田中章穂君） 商品券であれば、今議員のお話のとおりテイクアウトのものは購入可能でございます。今金額のハードルが高いというお話もありましたが、ただ今お話の中で飲食スペースを確保しているテイクアウトのお店に関してはちょっとケース・バイ・ケース考えられまして、飲食店としての登録の形態であるとか、あくまでテイクアウトの形で、お客様が自由に自分の車で食べようか、そのスペースで食べようか、そういう自由に使えるようなスペースの意味での飲食スペースである場合と、やはりテイクアウトの様相から少し変わった形で、あくまで店内の飲食は個別の出し方をするとか、そういったケースにおきましてはまた違った判断にもなりますので、ご相談いただいている店舗のほうを再度確認させていただければ、より正確な回答できるかと思えます。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） 分かりました。そういう意味で、ぜひそこら辺相談に乗っていただくようにお願いいたします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

午後2時5分まで休憩いたします。

午後 1時55分 休 憩

---

午後 2時05分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、議第52号についてこれから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第52号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議員発議第1号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について  
議員発議第2号 村上市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議員発議第1号及び議員発議第2号の2議案は関連がありますので、これを一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

4番、高田晃君。

〔4番 高田 晃君登壇〕

○4番（高田 晃君） ただいま上程されました議員発議第1号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について及び議員発議第2号 村上市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議員発議第1号の村上市議会委員会条例の改正については、総務文教常任委員会の所管について、4月1日からの行政組織見直しに伴い新たな課の名称に改めるほか、押印廃止の観点から文言整理を行うものです。

次に、議員発議第2号の村上市議会政務活動費の交付に関する条例の改正については、こちらも第1号同様、押印廃止、見直しの観点から政務活動費に係る収支報告書への押印義務の廃止及び文言整理を行うものです。

なお、改正の内容については、議案書別記及び新旧対照表のとおりであります。

このたびの議案提出に当たっての賛成者は、河村幸雄議員、菅井晋一議員、鈴木好彦議員、長谷川孝議員、本間善和議員、尾形修平議員であります。そして、提出者は私、高田晃でございます。

以上、会議規則第14条の規定により提出するものです。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議員発議第1号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第1号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議員発議第2号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第2号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議員発議第3号 三面川鮭一括採捕施設に係る護床工沈下改修工事を求める

意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議員発議第3号 三面川鮭一括採捕施設に係る護床工沈下改修工事を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

14番、川村敏晴君。

〔14番 川村敏晴君登壇〕

○14番（川村敏晴君） ただいま上程されました議員発議第3号 三面川鮭一括採捕施設に係る護床工沈下改修工事を求める意見書の提出について、去る村上市議会経済建設常任委員会において意見書の提出を求めるものであります。

提出について、意見書の内容を申し上げます。鮭の一括採捕においては、村上市の鮭文化を支える基礎的事業であり、各種漁業経営や観光事業においても大きな役割を果たしているものと考えている。しかし、近年の温暖化などの影響により、鮭の遡上尾数が毎年減少し、令和3年の遡上尾数はここ数年にない不漁となりました。三面川の鮭一括採捕施設は、河川管理者である新潟県が設置した護床工に三面川鮭産漁業協同組合が毎年ウライを設置し、鮭を採捕しているものの、護床工の

老朽化や豪雨等による河床の浸食で床止め工の一部に破損や沈下が生じており、鮭の一括採捕が困難な状況であります。適切な鮭事業を行うには、遡上する鮭を一括採捕することが必要なため、意見書を提出するものであります。

賛成者は、山田勉議員、大滝国吉議員、菅井晋一議員、尾形修平議員、川崎健二議員、提出者は私、川村敏晴でございます。

以上、上程申し上げます。よろしくご審査お願いいたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第3号をボタン式投票により採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議員発議第4号 ロシアによるウクライナへの侵略行為を強く非難する決議

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議員発議第4号 ロシアによるウクライナへの侵略行為を強く非難する決議を議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

20番、大滝国吉君。

〔20番 大滝国吉君登壇〕

○20番（大滝国吉君） ただいま上程されました議員発議第4号 ロシアによるウクライナへの侵略行為を強く非難する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

ロシア政府によるウクライナの軍事侵攻は、国連憲章及び国際法に明確に違反するものであり、ロシア軍の即時撤退を強く求めるとともに、在日ロシア人に対する差別や誹謗中傷が起これば本議決を提案するものであります。

さて、本文を読み上げます。ロシアによるウクライナへの侵略行為を強く非難する決議。

ロシアは去る2月24日、外交による問題解決を模索した国際社会の努力を踏みにじり、圧倒的な軍事力をもってウクライナへの軍事侵攻を開始した。このような力による一方的な現状変更の強行は、領土の一体性の侵害と武力の行使を禁じた国連憲章及び国際法に明確に違反するものであり、

また核兵器使用の可能性をも示唆するロシア指導者の恫喝や軍による原子力発電所への攻撃は、唯一戦争被爆国であり、福島第一原発事故を経験した日本の国民として断じて許すことはできない。本市は、平成21年に戦争の惨禍を二度と繰り返すことのない社会と人類の恒久平和を一日も早く実現するため非核平和都市を宣言をした。ウクライナでは、戦火によって民間人を含め多くの貴い命が犠牲となっている。このような現状を決して看過することはできない。しかし、こうした侵略行為への抗議として、在日ロシア人に対する不当な誹謗中傷は人格権を侵害し得るものであり、絶対に行ってはならない。批判すべきはロシア大統領を核とした指導部であり、政府である。本市議会は、今回のロシア政府によるウクライナへの侵攻に対して断固抗議するとともに、非難の意を表明し、ロシア軍の即時撤退及び国際法の遵守を強く求める。

以上、決議する。

この決議は、会派代表者会議で審査され、提案されたものです。このたび議案提出に当たって、その賛同者は、川崎健二議員、尾形修平議員、木村貞雄議員、長谷川孝議員、川村敏晴議員であります。そして、提案者は私、大滝国吉でございます。

以上、会議規則第14条の規定により提出するものでございます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第4号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 閉会中の継続調査について

○議長（三田敏秋君） 日程第15、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長から会議規則第111条の規定によって、お手元に配付の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りをいたします。各委員会に関わる閉会中の継続調査については、各委員長申出のとおり決

定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については、各常任委員長申出のとおり決定をいたしました。

---

#### 日程第16 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任されました。

---

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和4年第1回定例会を閉会いたします。

皆様には長期間にわたり大変ご苦勞さまでございました。

午後 2時21分 閉会